

平成 23 年度 環境技術実証事業「VOC簡易測定技術分野」
における実証試験対象技術の募集について(ご案内)

平成 23 年 10 月 24 日

公益社団法人 日本環境技術協会

環境省が実施している環境技術実証事業 (<http://www.env.go.jp/policy/etv/>) においては、平成 21 年度より対象技術分野として「VOC簡易測定技術分野」が追加され、(公社)日本環境技術協会が平成 21、22 年度に引き続き、平成 23 年度の実証機関に選定されました(平成 23 年度は実証運営機関も兼ねる)。つきましては、平成 23 年 10 月 24 日(月)から 11 月 21 日(月)まで、VOC排出削減の自主的取組みに利用できるVOC簡易測定技術分野の実証対象技術を次のとおり募集します。

なお、VOC簡易測定技術分野は、平成 21、22 年度には実証試験が国負担体制で実施され、平成 23 年度から手数料徴収体制に移行しました。手数料徴収体制では、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転及び試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の自己負担、実証試験実施に係る実費(実証機関に発生する測定・分析等の費用、人件費、消耗品費及び旅費)は手数料として実証申請者が負担し、その他の費用(技術実証委員会の運営費用、実証試験計画の作成費用等)は環境省の負担となります。

1. 実証試験の対象技術等

(1) 対象技術

本実証試験で対象とする技術は、VOC測定技術で、操作・管理の容易性や定量の迅速化などの特徴をもったもので、VOC取扱い事業所における工程管理、機器管理、VOC処理装置管理、作業環境管理等、VOC排出削減の自主的取組みに有用な技術で、特に事業所内での測定を念頭に、以下の条件に該当するものとします。

- VOCに関して複数成分を同時に^{*1}測定できる技術であること
- 操作・管理等が簡便であること
- 製品化されていること

環境省が定めるVOC濃度の測定法(公定法)は^{*2}、排出されるVOCの種類が多種に及ぶことから個別の物質ごとに測るのではなく、炭素数として包括的に測定するよう定められています。このような測定方法で、得られる濃度は炭素換算のppm値(ppmC)という単位で表記されます。

なお、対象技術には、各事業所における取扱溶剤の種類等の実情に応じた自主的取組に活用可能なものとするため、公定法において求められる、VOCの包括的な定量(測定結果の単位をppmCで求める)を必須条件とはしません。また、測定原理についても、原則として限定しません。

*1: 「同時に」とは、試料ガス導入後に複数成分が測定できれば良く、時間的に同時に測定値が得られる必要はありません。

*2: 公定法の測定範囲の例は0~500/1,000/2,000/5,000ppmCですが、測定範囲についても、必須条件とはしません。

(2) 実証試験実施場所

(公社)日本環境技術協会が指定する試験室(関東周辺)とします。

2. 申請者の要件

- 対象となる技術を有する民間企業であること。
- 実証対象機器の運搬、設置、撤去に関する費用、実証対象機器の運転及び維持管理（実証に不可欠な、機器に付属する消耗品等に不足が生じた場合の追加を含む）に必要な費用は実証申請者の自己負担、実証試験実施に係る実費（実証機関に発生する測定・分析等の費用、人件費、消耗品費及び旅費）は手数料として実証申請者の負担となります。
- 「VOC簡易測定技術実証試験要領（第3版）」（平成23年8月25日（公社）日本環境技術協会、環境省 総合環境政策局、水・大気環境局）（以下「実証試験要領」という。）で定められた事項を遵守できること。

実証試験要領は、以下の環境省ホームページを参照してください。

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=18138&hou_id=14139

3. 対象技術の申請及び採用決定について

(1) 申請方法

本事業に参加希望の企業は、実証対象技術ごとに、以下の資料を申請先に提出願います（郵送にてお申し込みください）。

- ① 実証申請書および添付資料 各1部（正本1部、写し1部）
- ② 電子ファイル（実証申請書及び添付資料）をCD-Rなどにコピーしたもの1部

- ・ 実証申請書

実証申請書様式（ワード形式）及び添付の性能データ記入シート（エクセル形式）は、（公社）日本環境技術協会のホームページ（<http://www.jeta.or.jp/>）よりダウンロードして下さい。

- ・ 添付資料（様式自由）

実証対象製品の取扱説明書、技術仕様書、各種性能試験結果（実証項目に関連したもの）、パンフレットなどを必要に応じて追加してください。

(2) 申請の締め切り

平成23年11月21日（月）17時必着（郵送に限ります）

※ 封筒の表書きに「環境技術実証事業技術応募申請書類」と朱書きしてください。

(3) 書類選考及び採用決定等について

申請様式にて申請していただいた後、書類選考及び実証機関が設置する技術実証委員会等での意見を踏まえ、総合的に判断した上で、対象となる技術を選定し、環境省の承認を得て決定します。

なお、対象技術の選定は、「平成23年度環境技術実証事業実施要領」に基づく形式的要件、実証可能性及び環境保全効果等の観点のほか、実証試験要領に基づく実証対象製品の事前確認、実証方法に関する審査の観点を勘案して行います。

実証事業実施要領は以下の環境省ホームページを参照してください。

http://www.env.go.jp/policy/etv/pdf/intro/yoryo_h23.pdf

また、選定結果につきましては申請者に個別に通知するとともに、採用技術については公表するこ

ととしておりますが、選定経過については非公開とさせていただき、問い合わせにも応じられません。

4. 平成 23 年度のスケジュール（予定）

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実証対象技術の企業等からの公募	←→					
実証対象とする技術の選定		←→				
実証試験計画の策定			←→			
技術の実証（実証試験の実施）				←→		
実証試験結果報告書の作成、報告					←→	
環境省への報告						↔

※ 実証試験結果の如何にかかわらず、実証試験の終了後には実証試験結果報告書を作成し、環境省のホームページを通じて公表される予定です。

※ 平成 21、22 年度に実証を行った VOC 簡易測定技術の実証データは、以下の環境省ホームページをご覧ください。（http://www.env.go.jp/policy/etv/s04_c2.html）

5. その他

- 特許に関する調整事項がある場合は事前に調整を済ませておいてください。
- 特許等の関係で公開できない情報等につきましては別途協議させていただきます。
- 環境技術実証事業は、対象技術の性能を客観的に試験し、その結果を公表するものであり、その技術について認証や認定を行うものではありません。事業の詳細は、以下の環境省ホームページをご覧ください。（<http://www.env.go.jp/policy/etv/>）

6. 問い合わせ先及び申請書提出先

平成 23 年度環境技術実証事業 VOC 簡易測定技術分野 実証機関

(公社)日本環境技術協会 担当：三笠 元

電子メール：jeta_vocetv@jeta.or.jp

住所：〒102-0074 東京都千代田区九段南 4 丁目 8 番 30 号 アルス市ヶ谷 201

電話：03-3263-3755, 050-5530-2324 FAX：03-3263-3741